

## 平成28年皆野町農業委員会第6回定例総会議事録

1. 開催期日 平成28年 6月24日(金)
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 1時30分
4. 閉議時刻 午後 2時30分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 四方田 忠 則
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：14人・欠席者：0人

推進委員：出席者： 4人・欠席者：1人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	浅見 寿太郎	出席	11	四方田 忠 則	出席
2	葦原 義人	出席	12	久保 明 弘	出席
3	吉岡 徳夫	出席	13	長島 徳治	出席
4	大村 茂	出席	14	門平 喜良	出席
5	門平 眞一	出席	皆野	田島 武正	出席
6	高橋 健一	出席	国神	土屋 貞夫	出席
7	若林 治	出席	金沢	田中 輝雄	欠席
8	黒沢 文作	出席	日野沢	高橋 清勝	出席
9	齊藤 三恵子	出席	三沢	扇原 久栄	出席
10	山口 明	出席			

### 7. 会議に付した議案

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

4件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

6件

### 8. 事務局 宮原宏一、神田浩典

## 9. 会議の概要

四方田会長  
あいさつ

皆さんこんにちは。今年の5月6月と雨の少ない、また暑い日が多かったわけですが、梅雨に入ってもなかなか、今日は梅雨らしくなりましたが、雨量が少ない状態が続いております。そんなわけで、農作物にも大変な影響が出てまして、特に農業委員会でも、じゃがいも栽培体験という形で、長い形でお世話になってきましたが、たまたま今年には農業委員の改選期でもある状況の中で、先送りということで中止になったわけですが、本当にじゃがいもが、ほってもなんとしても小さくて、原価計算しても恐らく今年のじゃがいもは、かなり赤字だなあという話も聞いております。そんななかで、水をくれた人はよかったかもわかりませんが、特に乾燥地帯においては、本当に小さいものしかできず、急いでほらないと皮が見つからないような状況になっておりますが、そんななかであります、これで九州のように大雨になってしまうと、また被害がでるという状況で、静かに穏便な形で現在は推移しているわけでございます。

また、世界ではイギリスの、EUの残留か離脱ということで、残留が強いような前予想であったのですが、今日は離脱が決定的になったということで、非常に円高ドル安、ユーロ安という状況の中で、株も大変暴落し、経済にも大きな影響が出ている状況でございます。

まあ、いずれに致しましても、今日は第6回の定例総会ということで、久しぶりに農地法4条と5条で10件という非常に多い案件が出ておりますので、ぜひ、皆様方に慎重にご審議いただきまして、議事がスムーズに進行できますように、ぜひご協力いただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

事務局

ありがとうございました。それでは、議案の方に入らせていただきます。よろしくお願い申し上げます。四方田会長に議長として進めていただきたいと思います。よろしくお願い致します。

四方田議長

はい。それでは、さっそくでございますが、議事に入らせていただきます。

ただいまの出席数は18名です。定足数に達しておりますので、これより平成28年皆野町農業委員会第6回定例総会を開会致します。

本日の議事日程はお手元に配布してあるとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

なお、本日の会議に欠席の届出は、農地利用最適化推進委員の金沢

区域担当、田中輝雄委員の1名でございます。

次に議事録署名人に

5番 門平 眞一 委員

6番 高橋 健一 委員を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

四方田議長

ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に

5番 門平 眞一 委員

6番 高橋 健一 委員 委員をお願いいたします。

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について4件を議題といたします。

第1号について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読説明)

四方田議長

農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の、田島 武正委員に対象農地の状況について説明を求めます。

田島推進委員

はい。先日17日に、事務局と門平さんと3人で行ってまいりましたので、説明致します。

番号1について、説明します。

戦場の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を〇〇方面に向かい、大きくカーブがあり、カーブを曲がってまもなく、左に下がっていく道があります。案内図をご覧ください。真ん中の道が今説明した道路になります。

申請者の横を少し進みますと、〇〇〇〇の〇〇があります。〇〇の手前を左に行ったところが、申請地となります。

4ページの現況写真をご覧ください。

U字溝とかいろいろなものが置かれております。

3ページの公図をご覧ください。このような状況でございますので、

周辺の農地にはまったく影響はございませんし、現況のままで使用していただくのがよいのではないかと見てまいりましたので、ご審議のほどお願い致します。

四方田議長

はい。農業委員として地区担当の門平喜良委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

門平委員

はい。下田野、戦場土京地区担当の門平でございます。先日、農地推進委員の田島さんと事務局とで、現地の確認をさせていただきました。

説明につきましては今、推進委員の田島さんからのご説明どおりで、私の方からは特に説明することはございません。どうか、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

四方田議長

はい。これより、本件に対する質疑を行います。

山口委員

はい。

四方田議長

はい。山口委員。

山口委員

この件なのですが、何年くらい前からこの状態ですか？

四方田議長

事務局。

事務局

とりあえず、古い状態の資材置場になっています。20年は経っているだろうなと思います。

四方田議長

よろしいですか。

山口委員

はい。

四方田議長

他に質疑ございませんか。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

質疑はございませんので、これから採決を致します。

本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

(委員の挙手)

四方田議長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。

続いて第2号について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読説明)

四方田議長

農地利用最適化推進委員として、三沢区域担当の、扇原 久栄 委員に対象農地の状況について説明を求めます。

扇原推進委員

はい。それでは、ただいまの申請について説明させていただきます。

申請農地の状況ですけれども、〇〇〇の〇〇〇、〇〇〇〇がやっております〇〇の中で、〇〇をしていた農地の部分だと思います。そこを17日に確認をさせていただきました。

恐れ入りますが、6ページの案内図をご覧ください。

申請地の場所についてですけど、〇〇〇〇〇内になります。これは県道〇〇〇〇線、三沢の〇〇〇〇から〇〇〇の〇〇に行く間が県道〇〇〇〇線になっているわけですが、その中で〇〇〇、左側に鉄塔がありますけれども、その右側に〇〇〇の、右側にある鉄塔の真下になります。

そこに〇〇が閉鎖された後、放置されていた農地が山林化しております。8、9ページの写真を見ていただくとわかりますが、この大きい木はアカシアの木ですが、こんなに大木になるのかというほど、大きな木になっております。

あと、農地の部分の中に胡桃の木や檜の木がだいぶ大きくなっているようでありました。

このように見ていただいたように山林化しておりますので、農地として利用するというよりも、このまま山林にしていくような形がいいのではないかと思います。以上で説明を終わりにさせていただきます。よろしくお願い致します。

はい。説明を終わります。

四方田議長

農業委員として地区担当の長島徳治委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

長島委員

はい。13番長島です。

推進委員、扇原さんの説明どおりでございまして、私と致しましては補足することはないと思います。よって、ご審議のほどよろしくお願い致します。以上です。

四方田議長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

質疑がございませんので、これより採決をいたします。

本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

(委員の挙手あり)

四方田議長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。

次ですが、第3号と第4号について、申請人が同じです。転用目的は違いますが、対象地は隣り合わせております。

第3号と第4号について一括して審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読説明)

四方田議長

農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の、田島 武正 委員に対象農地の状況について説明を求めます。

田島推進委員

はい。番号3について説明します。先日、事務局と齊藤さんと私で現地の確認に行きましたので、説明します。

11ページの案内図をご覧ください。この中央の道路が〇〇〇〇号線です。信号の左から降りてきた狭い道路が、〇〇から下がってきた道

路です。左に行くと○神社という神社があります。この信号の角のところには○○○○という○○があります。そのすぐ隣が申請地となります。

13ページの現況写真をご覧ください。真ん中の庭の部分と、下の別棟が今回の申請場所になっております。

だいぶ年数も経っておりますので、しかたないのではないかと思います。ご審議をお願い致します。

事務局

併せて4もお願いします。

田島推進委員

番号4ですが、全く同じところをごさいます。その続きの16ページをご覧ください。

○○○の隣が○○○-○で申請地でございます。

○○に住んでいるということで、農地の管理ができないということです。現況は庭に植木場がありますが、手入れもしてなくてひどい状態になっておりまして、○○○-○も一面にいろいろなものが生えてきておりまして、かなり荒れてきております。

周辺は住宅地になってきておりまして、農地はございません。管理できないということで、このように集合住宅を申請したいということです。特に問題はないと思います。

以上です。ご審議願います。

四方田議長

説明を終わります。

農業委員として、地区担当の齊藤 三恵子委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

齊藤委員

9番齊藤です。田島さんの説明通りで、何も問題はありませんでした。よろしくお願い致します。

四方田議長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

質疑がございませんので、これより採決をいたします。

本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。



四方田議長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

質疑がございませんので、これより採決をいたします。

本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

(委員の挙手)

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。

次ですが、譲り受け人は同じで、転用目的も同様です。譲り渡し人は別になりますが、対象地は隣り合わせております。

第2号と第3号について一括して審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読説明)

四方田議長

農地利用最適化推進委員として、三沢区域担当の、扇原 久栄 委員に対象農地の状況について説明を求めます。

扇原推進委員

それでは申請のありました農地について説明をしたいと思います。

申請地の場所についてですが、案内図がございますが、県道長瀬玉淀線を〇〇〇〇から200メートルくらい〇〇方面に向かいますと、〇〇〇〇がございます。その前に〇〇〇がございます、これは〇〇〇〇〇に通じる道路ですけれども、それを進行して200メートルほど行きますと、右側に〇〇〇〇という〇〇〇〇がありますが、その〇〇に隣接するところに〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの所有する農地がございます。この農地につきましては、両方とも草が生えている状況ですけれども、草は刈ってございます。ただまたこれを畑にするような状況には難しいかなというようなこともございます。〇〇〇〇の方で〇〇を増設したいということで申請がありましたけれども、自分と致しましては見させていただいた状況の中で、地域の〇〇を拡

大していきたいという〇〇の方の意向でございますので、皆様方にご審議をいただいて許可申請通りに進めさせていただければというふうに感じておりますので、よろしくお願いを致します。

その公図、位置図につきましてもこのようになっておりますけど、診療印刷に、道も入っておりますけれども、間に挟んだ4メートル道路ですけれども、それを挟んだ形で工場を広げていきたいということで申請が出ておりますのでよろしくお願いを致します。

以上です。

四方田議長

説明を終わります。

農業委員として、地区担当の葦原 義人委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

葦原委員

はい。2番の葦原です。よろしくお願ひします。

扇原委員と事務局、3人で現場確認をさせていただきました。今、扇原委員が申し上げたとおりでございます。私の方からは特にございませんので、ご審議よろしくお願ひします。

四方田議長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

質疑がございませんので、これより採決をいたします。

本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

(委員の挙手)

四方田議長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。

第4号について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読説明)

四方田議長

農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の、田島 武正 委員  
に対象農地の状況について説明を求めます。

田島推進委員

はい。先日、同じ日に事務局と門平さんと私で現地の確認に行っ  
てきましたので、説明致します。

29ページの案内図をご覧ください。

〇〇橋の信号を〇〇〇方面に向かい、〇〇〇橋を渡ると右側に〇〇  
〇〇があります。なだらかな坂がありますが、それを登りきると、右  
に曲がる道がありますが、そこから80メートルほど入ったところが  
申請地となります。

公図をご覧ください。東側と南側は住宅が建っておりまして、西側と  
北側が畑になっておりますけれども、この〇〇〇〇-〇は、去年まで  
〇〇〇〇〇が借りて、〇〇〇〇〇〇〇〇〇をした畑でございます。現  
在はサツマが作っております。北側にも畑がありますが、特に影響す  
ることはないと思いますので、ご審議をお願い致します。

以上です。

四方田議長

説明を終わります。

門平委員

農業委員として、地区担当の門平 喜良委員も農地の状況確認に同  
行されていると思いますが、補足することはございますか。

はい。14番の門平でございます。

さきほどの議案と同様、田島委員の説明どおりでございます。私の  
ほうから特に申し上げることはございません。ご審議のほどよろしく  
お願い申し上げます。

四方田議長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

質疑がございませんので、これより採決をいたします。

本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを 可 と  
する委員は挙手をお願いします。

(委員の挙手)

四方田議長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。

第5号について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読説明)

四方田議長

農地利用最適化推進委員として、三沢区域担当の、扇原 久栄 委員に対象農地の状況について説明を求めます。

扇原推進委員

はい。このことにつきましても17日に山口明委員と事務局と私の3人で現地を調査したわけでございます。

申請地につきましては、案内図をご覧くださいますと、県道の長瀬玉淀自然公園線を〇〇〇〇まで行きます。右側に〇〇〇〇〇の自宅がありまして、その少し先でございますけれども、〇〇の方に向かって左側になります。

その申請地のすぐ隣に親の住宅が建っておりまして、その裏に長男である申請者が、〇〇さんの土地を借り受けて住宅を建てたいという申請だと思います。

このことにつきまして、申請場所については、草を刈ったりはしてありますけれども、ここに建物を建てても、日照権とか問題はないと思いますので、私としては農地を転用しても大丈夫ではないかと感じましたので、報告をさせていただきます。

説明を終わります。

四方田議長

農業委員として、地区担当の山口 明 委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

山口委員

はい。10番、山口明です。

さきほど説明されたような内容ですけれども、この場所ですが、ちょうど〇〇の横で〇〇沿いになります。

そして、申請があった東側が3メートルくらいの沢になっております。前が、申請者の実家です。後ろに4メートルくらいの道路があり

ます。

家ができて、まったく支障がないと思いますので、審議のほどよろしくをお願いします。

四方田議長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

質疑がございませんので、これより採決をいたします。

本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

(委員の挙手)

四方田議長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。

第6号について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読説明)

四方田議長

農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の、田島 武正 委員に対象農地の状況について説明を求めます。

田島推進委員

はい。先日、事務局と齊藤さんと私で現地の確認に行ってきたので、説明致します。

37ページの案内図をご覧ください。

〇〇を出て左に行きますと、〇〇の信号に行きます。信号を左に曲がるとすぐカーブがございます。ななめ右に入っていくと〇〇〇〇〇の倉庫があります。その倉庫を100メートルくらい入ったところが申請地になります。

38ページの公図をご覧ください。周囲は住宅地になっておりまして、畑が1か所、〇〇〇〇-〇がございますけれども、耕作しておりませんので、特に問題はないと思いますので、ご審議をお願い致します。

す。

以上です。

四方田議長

説明を終わります。

農業委員として、地区担当の齊藤 三恵子委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

齊藤委員

13番齊藤です。田島委員の説明で何の問題もありませんので、審議のほどよろしくお願い致します。

四方田議長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

質疑がございませんので、これより採決をいたします。

本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

(委員の挙手あり)

四方田議長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。

以上で審議いただく議案はすべて終了しました。ありがとうございました。